

(趣旨)

第1条 山科・醍醐地域の魅力と可能性を最大限活かし、移住・定住の促進や賑わい・利便性の向上など、活性化に向けた取組を全庁一丸となって推進するため、m e e t u s 山科 - 醍醐推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(構成)

第2条 推進本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 主管副市長
- (2) 環境政策局長
- (3) 行財政局財政担当局長
- (4) 総合企画局長
- (5) 総合企画局都市経営戦略担当局長
- (6) 総合企画局政策推進担当局長
- (7) 文化市民局長
- (8) 文化市民局スポーツ担当局長
- (9) 産業観光局長
- (10) 産業観光局観光政策担当局長
- (11) 子ども若者はぐくみ局長
- (12) 都市計画局長
- (13) 都市計画局都市政策担当局長
- (14) 都市計画局住宅政策担当局長
- (15) 都市計画局理事
- (16) 建設局土木技術・防災減災・公園利活用担当局長
- (17) 山科区長
- (18) 醍醐担当区長
- (19) 交通局次長
- (20) 教育次長
- (21) 前各号に掲げる者のほか、副本部長が必要と認める本市関係職員

(本部長及び副本部長)

第3条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は主管副市長とし、副本部長は都市計画局長、山科区長及び醍醐担当区長とする。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めるとき、随時招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を推進本部に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 本部長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、推進本部に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、都市計画局まち再生・創造推進室において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。